

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
2	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業者等物価高騰対策臨時支援金事業	①物価高騰の影響で厳しい運営状況に直面している介護サービス事業所等の経営を支援することで、継続的に安定したサービスの提供が図られ、利用者が安心して介護サービス等を利用できる環境の維持を目的とする。 ②介護保険法及び老人福祉法並びに高齢者居住の安定確保に関する法律に基づき運営される介護サービス事業所等52施設の運営費 ③ ■入所系（16施設、定員計653人） 基本額100千円／施設＋定員1人当たり4,995円により施設ごとに算定（1施設当たり上限500千円） 4,701千円 ■通所系（13事業所、定員計329人） 基本額100千円／事業所＋定員1人当たり1,287円により事業所ごとに算定（1事業所当たり上限500千円） 1,718千円 ■訪問系（23事業所） 基本額100千円／事業所＋事業所当たり9,460円により算定 2,507千円 ※施設（事業所）ごとに算定し、千円未満切捨てとする。 ④交付対象者 市内介護サービス事業者のうち、甲州市の区域内に所在する施設又は事業を運営している事業者。 1）介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、事業を行う基準を満たすものとして山梨県又は甲州市から指定を受けた施設及び事業所 2）老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により山梨県へ届出を行った施設及び事業所 3）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の規定により山梨県に登録された施設及び事業所 ※ 同一住所で別事業を行っている短期入所生活介護及び短期入所療養介護は対象外とする。	R8.10	R9.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者支援施設及び保護施設等物価高騰対策臨時支援金事業	①物価高騰の影響で厳しい運営状況に直面している障害者支援施設等の経営を支援することで、継続的に安定したサービスの提供が図られ、利用者が安心して障害福祉サービス等を利用できる環境の維持を目的とする。 ②市内障害者施設等 ③ ■施設入所支援/共同生活援助（6施設、定員計110人） 基本額100千円／施設＋定員1人当たり5,903円により施設ごとに算定（1施設当たり上限500千円） 1,247千円 ■生活介護/就労移行支援/就労継続支援A型/就労継続支援B型/自立生活援助/短期入所/居宅介護/地域活動支援センター/放課後等デイサービス（15事業所、定員計242人） 1,801千円 基本額100千円／事業所＋定員1人当たり1,287円により事業所ごとに算定（1事業所当たり上限500千円） ■救護施設（1施設） 定額500千円／施設 500千円 ※交付額は施設（事業所）ごとに算定し、千円未満を切り捨てる。 ④交付対象者 市内でいずれかに該当する施設又は事業所を運営し、今後も当該施設又は事業所を継続して運営する意思のある事業者。（同一住所地に複数サービスを提供している場合は1種類のみに対しての支援。市民が利用している場合に限る。）	R8.10	R9.3
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策臨時支援金給付事業	①物価高騰の影響で厳しい運営状況に直面している医療機関等の経営を支援することで、継続的に安定したサービスの提供が図られ、利用者が安心して医療サービス等を利用できる環境の維持を目的とする。 ②市内医療施設、薬局 ③■病院（2施設） 1施設当たり1,000千円（定額） 2,000千円 ■診療所（31施設） 基本額100千円／施設＋1施設当たり19,601円により算定 3,689千円 ■保険薬局（13施設） 基本額100千円／施設＋1施設当たり4,389円により算定 1,352千円 ※交付額は施設（事業所）ごとに算定し、千円未満を切り捨てる。 ④交付対象者 ・病院2 ・医院18 ・歯科医院13 ・薬局13	R8.10	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設（認定こども園、児童養護施設）物価高騰対策臨時支援金事業	①物価高騰の影響で厳しい運営状況に直面している児童福祉施設の経営を支援することで、継続的に安定したサービスの提供が図られ、利用者が安心してサービスを利用できる環境の維持を目的とする。 ②児童福祉施設（認定こども園、児童養護施設）9施設の運営費 ③ ■認定こども園（8施設、定員計685人） 基本額100千円／施設＋定員1人当たり151円により施設ごとに算定 899千円 ■児童養護施設（1施設、定員30人） 基本額100千円／施設＋定員1人当たり2,119円により施設ごとに算定 163千円 ※交付額は施設（事業所）ごとに算定し、千円未満を切り捨てるものとする。 ④ (1)交付対象者 甲州市内に所在する児童福祉施設（認定こども園、児童養護施設）を運営している事業者 (2)交付対象者の選定理由・選定方法 児童福祉施設（認定こども園、児童養護施設）は、原油価格・物価高騰による経費の増加により厳しい経営を強いられているが、利用者への継続的なサービスの提供が求められており、サービスの低下や利用者の負担増などを防ぐため、交付対象者として支援金を交付する。	R8.10	R9.3